○　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（連結の範囲） 第三条　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項及び第二項の規定にかかわらず、資産の運用のみを目的とする子法人等であって、当該ファンドへの出資に係る信用リスクを持分に応じて負担することが法令（外国の法令を含む。）又は契約において明確に定められているもの（次項において単に「ファンド」という。）については、自己の持分に応じた部分を連結の範囲に含める方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。 ５　前項に規定する方法によりファンドを連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。 （比例連結） 第九条　金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第五	（連結の範囲） 第三条　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ （比例連結） 第九条　金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第五

条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等（以下この条において単に「金融業務を営む関連法人等」という。）を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第三十二条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一　金融業務を営む関連法人等が、金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合　当該銀行が当該銀行の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの（以下「契約等」という。）がないこと。

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる全ての要件

イ　金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人

条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第三十二条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一　当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合　当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの（以下「契約等」という。）がないこと。

二　［同上］

イ　当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の

等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ　共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ　共同支配会社の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ　金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2　［略］

（連結の範囲）

第二十六条　［略］

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、資産の運用のみを目的とする子法人等であるファンドであって、当該ファンドへの出資に係る信用リスクを持分に応じて負担することが法令（外国の法令を含む。）又は契約において明確に定められているもの（次項において単に「ファンド」という。）については、自己の持分に応じた部分を連結の範囲に含める方法に

法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ　共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ　共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ　当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2　［同上］

（連結の範囲）

第二十六条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

より連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。

5　前項に規定する方法によりファンドを連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

（比例連結）

第三十二条　金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第二十八条第二項、第二十九条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二十五条の算式において当該金融業務を営む関連法人等（以下この条において単に「金融業務を営む関連法人等」という。）を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一　金融業務を営む関連法人等が、金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合　当

［項を加える。］

（比例連結）

第三十二条　金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第二十八条第二項、第二十九条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二十五条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一　当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有

該銀行が当該銀行の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。 二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる全ての要件 イ　金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。 ロ　共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。 ハ　共同支配会社の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。 ニ　金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	している場合　当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。 二　［同上］ イ　当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。 ロ　共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。 ハ　共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。 ニ　当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。 2　［同上］